社会保険加入率 100%まで、残すところ２年です!!

建設会社のための　　徹底解説!!

社会保険加入実践セミナー

Vol,2

平成２７年１０月２８日(水)
１４：００～１６：００

会場…相模原市民会館　第１中会議室

〒252-0239 相模原市中央区中央 3-13-15

参加費無料!!

社会保険加入問題でお悩みの・・・

建設会社の経営者の皆様、ご担当者様、是非ご参加ください。

□これから加入手続きをすすめたい方

□誰に相談したら良いかわからない方

□東京都や年金事務所から加入指導を受けている方

□協力会社への加入指導をすすめたい方

●国の社会保険未加入対策の進展状況

●社会保険、労働保険制度の概要

●社会保険加入の進め方

●一人親方化の注意点

●下請指導の進め方

●合法的な保険料節減のアイデア

●法定福利費を計上した見積書について

●質疑応答　など戦略的対応策のヒントがあります。

※セミナー終了後、ご希望の方に個別相談時間を設けます。

１０月２８日（水）社会保険加入実践セミナー申込書

参加をご希望の方は本紙に必要事項をご記入のうえ、ＦＡＸにてお申込み下さい。

【申込受付】ＦＡＸ：０４２－６２７－１１８０　オフィス・プレアデス 行

貴　社　名		
ご　連　絡　先	【TEL】　　【FAX】	
ご参加者様　お名前	①	②

【講師】社会保険労務士　林　和弘　　多摩地域での加入手続指導、団体等での講師実績多数!!

建設業の社会保険問題の専門家です。

『建設業の社会保険未加入問題についてご存知ですか？』

●国土交通省は平成 28 年度までに建設業者の社会保険加入率を 100%にする方針です。

●社会保険未加入企業は公共工事からの排除、下請契約の禁止、作業員の現場入場禁止、行政処分等の恐れがあります。

●自社が加入していても、下請が未加入の場合は、元請責任で加入指導をしなくてはなりません。

全ての建設会社で何らかの対応が必要です。
この実践セミナーに是非ご参加ください。

『以下の未加入対策が実施されています。』

1.建設業許可申請(更新等)の際に社会保険加入状況を確認

●5 年毎の建設業許可の更新時等に、社会保険加入状況を確認します。

●未加入の場合は、一定期限内に加入手続をするよう指導書が交付されます。
期限内に指導に従わない場合は、厚生労働省に通報するとともに行政処分の対象となります。

2.元請の下請に対する指導義務に社会保険加入を追加

●元請企業は下請企業に対して社会保険の加入指導をする義務が課せられています。

●施工体制台帳、再下請通知、作業員名簿等に社会保険加入状況を記載する欄が設けられています。

●遅くとも 29 年度以降においては、社会保険未加入の企業は下請企業として選定できず、社会保険に未加入の作業員は現場入場を認めない取り扱いをしなくてはなりません。

3.経営事項審査の減点措置が 2 倍に強化

●社会保険未加入の減点が現行の 2 倍になりました。

●総合評点（P）点に換算すると最大 172 点もの減点措置となります。

4.国土交通省直轄工事における社会保険未加入対策への取り組み

●元請企業及び一次下請企業を社会保険加入企業に限定。

●施工体制に未加入企業を確認した場合には建設業許可部局に通報。

●平成 27 年度以降は競争参加有資格者名簿に登録できる企業を社会保険加入企業に限定。

【主催】行政書士･社会保険労務士　清水･林･片平事務所　オフィス･プレアデス

〒192-0083 東京都八王子市旭町 6-6　ピオスビル 6F

TEL：042-627-1172　　FAX：042-627-1180

MAIL：officep@mytown-club.net　　URL：http://mytown-club.jp/

OFFICE PLEIADES